

2019 軽耐久シリーズ 車両規則書



重要なお願い

競技規則書や車両規則書に定められた事項はすべて遵守ください。車両規定について、参加クラスにより、変更範囲が異なることがあります。再度、車両規則書などの関係書類をよくお読みいただき、変更範囲内の改造をお願いします。

現在実施している車検では、時間や設備などによる制約もあり、すべての項目において、確認することはできません。つまり、皆さんの良識をお願いしている部分が多々あるわけです。

しかしながら、確認できないから変更してもかまわないということではありません。定められたルールは遵守いただき、その範囲でレースをお楽しみいただくようお願いいたします。

なお、様々な疑義が生じたチームについては、その場で確認できる場合は「クラス変更」とともに「減算ペナルティ」を科すことがございますので、あらかじめご了承ください。これは、車両を購入した時点で「変わっていた(未必の故意)」なども同様です。

なお、クラス変更などの判断にせよ、現状で問題がないと判断した場合でも、すべてに対する決定権限は、主催者判断となりますことも、併せてご承知ください。

■ 問合せ先

・申込や競技内容について

株式会社ツインサーキット軽耐久事務局 TEL:059-372-2401 / FAX:059-372-2402 / E-mail:info@twincircuit.co.jp

・車両規則など車両に関する全般について

レインボーカラーズ株式会社 TEL:0566-91-3779 / E-mail:info@rainbowcolors.jp

1.クラス規定

NA エンジンおよび過給器(ターボ)付エンジン車両について、以下のクラス設定とする。

■ NA(自然吸気)エンジン

◇オープンクラス…①NOトゥデイクラス / ②NO クラス ◇クローズドクラス…③NC クラス ◇ノーマルクラス…④NN クラス

※トゥデイは「NOトゥデイクラス」のみ参加可能。

■ 過給機(ターボ)付エンジン

◇オープンクラス…⑤TO クラス

2.共通車両規定(全クラス共通)

(1)参加車両

日本国内で精算された軽自動車規格の車両で、排気量 660cc 未満がベースのエンジンであること。参加時のナンバー有無は不問だが、過去に日本国内でナンバー登録された実績があり、車両型式、エンジン型式などの主要諸元が判別している車両。全高が 1550mm を超える車両や 1BOX、トラック、クロスカントリー4WD タイプでの参加はできない。

(2)ロールケージ(ロールバー)

クラスを問わず、オープンカーには 6 点式以上のロールバーの装着が義務付けられる。A ピラーから前まで貫通したものを使用すること。また、NA、ターボ共にオープンクラス、**クローズドクラス**についてはクローズドボディであっても、4 点式以上のロールバーの装着を義務付ける。

さらに、以下の条件に当てはまる車両は、運転席側にドアバー(ドアビーム)の取付が義務付けられる。

・ドアビームを取り外した車両 ・FRP 又は合成樹脂などヘドアの材質変更を行った車両 ・標準でドアビームのない車両

その他の車両についても、ロールバーの装着を強く推奨する。

※追記…オープンカーについて

スチール製以外の脱着ルーフ及び開閉式ルーフの車両はオープンカー扱いとする(カプチーノ、コペン等注意！)

(3)シートベルト

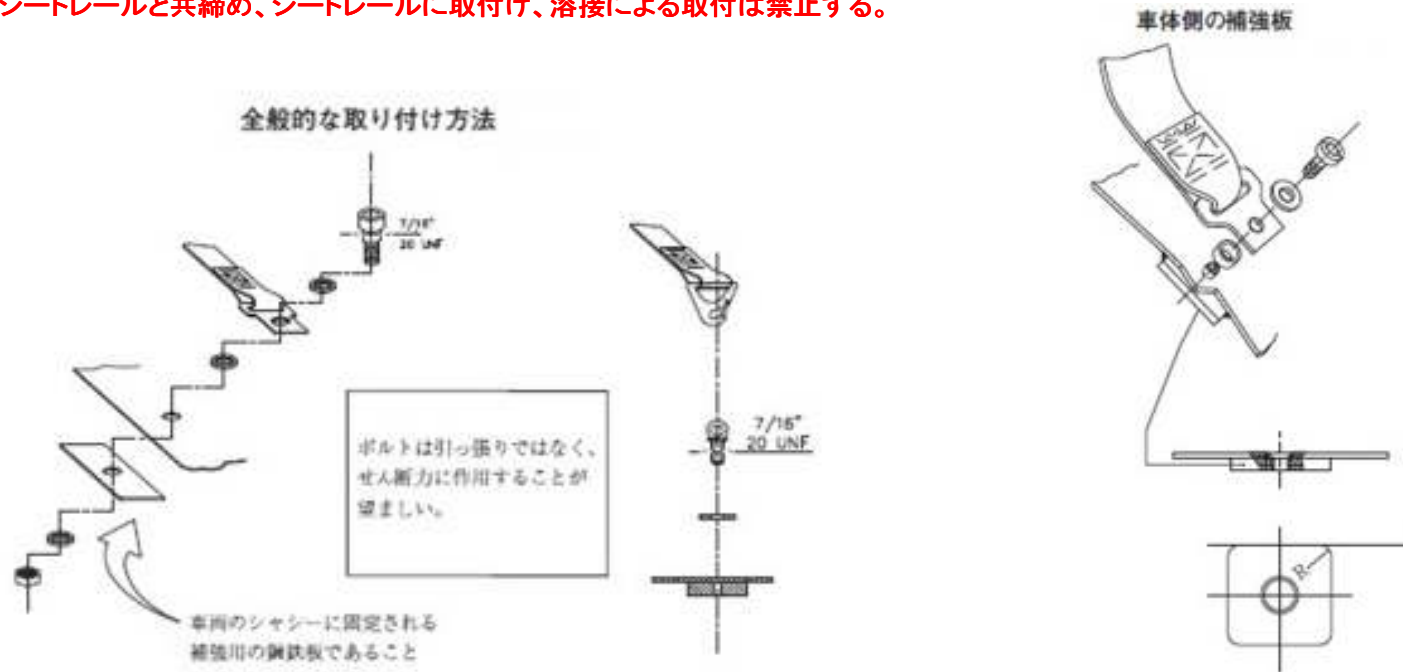
運転席には 4 点式以上のシートベルトの装着を義務付ける。シートベルトはアンカーボルトなどによる確実に取付を行うこと。リアシートのシートベルトに接続し固定することは許される。アンカーボルト取付の為に穴あけ加工などは許される。(シートレールへの固定、運転席背面でのベルト結束は認められない。)

取付については、以下の項目について満たされていなければならない。

※取付に関して、既存の車体のボルト穴を使用するか、フロアに穴を開け、プレート及びアイボルトを使用すること。その場合、装着が可能であるならば、自動車製造者により設置された「シートベルト取付位置」、「取付孔」、「取付ボルト」等を変更せずに使用することを推奨する。

※アイボルトもしくはシートベルト直止めの固定のみとし、L 字ステーやカラビナ、U 字材等は使用してはならない。

※シートレールと共締め、シートレールに取付け、溶接による取付は禁止する。



(4)車載消火器

内容量 2.0kg 以上の車載消火器の搭載を義務付ける。その場合、FIA 国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項第 253 条に認められたものの搭載を推奨する。取付は、ドライバーが容易に取り外せる位置になければならず、クラッシュした際に外れない様、確実に固定しなければならない。取付方向は車両の前後方向中心線に対しできる限り直角に行う事を強く推奨する。金属製のストラップのついたワンタッチ金具での装着を推奨する(2 か所以上で止める事を強く推奨)。

自動車運送法適合品の車載消火器で、ABC 粉末式の場合は内容量 1.8kg 以上のものも認める。その他、下記別表を参照のこと。

※製造から 10 年未満のものの使用を強く推奨する。

参考) 2017 年国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 253 条 抜粋	
7.3.2) 認められる消火剤	AFFF、FX G-TEC、Viro3、粉末消火剤、FIA が公認したその他の消火剤
7.3.3) 消火剤の最少容量	AFFF: 2. 4L FX G-TEC: 2. 0Kg Viro3: 2. 0Kg Zero360: 2. 0Kg 粉末: 2. 0Kg

(5)牽引フック(前後)

前後に実際に牽引可能なフックを装着することが義務付けられる。(純正で車両前後下部にあるフックでもよい)

ただし、牽引フックは車両がグラベルに停車し、埋もれた場合でも使用可能な位置に取り付けられるモータースポーツ用(JAF 安全規定に合致する、内径 50φ、断面積 1 平方センチメートル以上)を強く推奨する。また、ねじ込み式フックの場合は、車室内にしっかりと固定するか、グローブボックスに入れておき、必要に応じてドライバーが必要箇所に取り付け、使用できるようにすること。牽引フックの位置は、矢印などでその位置を示さなければならない。

(ガムテープなどでの暫定的なものも可)

(6)燃料タンク

全クラスとも、安全燃料タンクへの変更は認められる。その場合、FIA 公認品であることを強く推奨する。(現行の公認品でなく、過去に公認を取得し期限の切れたものを含む)。コレクタータンクを別に装着する場合は、最大容量 2 リットルまでとする。**また、安全燃料タンクを取り付けた場合には、当初の純正燃料タンクは取り外すか、あるいは燃料システムを使用不可としなければならない。安全燃料タンクの容量は、純正燃料タンク容量までとする。**

・取付は当初の燃料タンクの位置または、荷室内への取付ができる。

・漏出しないよう確実に接続を行うこと。逆流防止弁(ワンウェイバルブ)を必ず装着していること。

・漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。

・荷物室に設置した場合、アルミ板等の難燃性材料による隔壁の取付を強く推奨する。

※その他取付けにあたっては「JAF 国内競技車両規則 第4章第12条『安全燃料タンク』」の項を参考にすること。

(7)ライト類

ライセンスランプを除き、全灯火類が正常に稼働すること。飛散防止対策のテーピングは、**ガラス以外**不要とする。

(8)防音材、防振材

取り外すことができる。フロアマットは取り外すことを強く推奨する。

(9)バッテリー及びオルタネータ

エンジンルームとキャビン内、トランクケース以外への取付(車体外部)は禁止とする。

プラス端子は火災防止のためにビニールテープなどで絶縁すること。

(純正のゴムカバーがついている車両も、横転時に外れたりする場合は想定し、固定すること。)

全クラス共通として、取付位置をエンジンルーム以外に変更する場合、ドライバッテリーの使用を義務付ける。

(キャビン内にアルミケースで隔壁を設けている場合でも同様である)

(10)ブローバイ経路

変更する場合、大気開放は禁止とし、オイルキャッチタンクで受けること。

オイルキャッチタンクは針金やテープなどの暫定的なものは禁止とする。容量は2リットル以上を推奨する。

(11)ウインドウネット

装着は自由とするが、取り付ける場合、必ず以下のものを装着すること。

JAF/FIA またはその他のモータースポーツ団体の安全規格に適合したものをロールケージなどに固定して使用すること。

無規格のものは使用禁止とする。(ただし、現行の規格品でなくてもよい。)

安全上、ネットは緊急時にその役割を果たすようしっかりと固定すること。

・サイズ・・・縦 450mm 以上、横 550mm 以上、帯 19mm 以上 ・網目・・・最小 25mm×25mm、最大 60mm×60mm

・範囲・・・運転席または助手席のドアウインドウを覆うものとする。

横から見てステアリングホイールの中心位置から座席最後部付近までを塞ぐのが望ましい。

※あまりにも開き過ぎの場合には、改善を要求する場合がある。

(12) 給油口

給油口の外部カバーは、内側のキャップがしっかり閉まり、燃料漏れしないことを条件に取り外すことができる。

(13) Tカーについて

2019 年のシーズンより、Tカーの使用は認められないものとする。

(14) 音量規制について

・音量規制基準値・・・105dB 以下。(**音量的に大きいと運営側で判断された場合、音量測定を行って改善を要求する場合がある**)

・消音効果のあるマフラー、サイレンサーの装着を強く推奨する。(**音量規制基準を超えないこと**)

・直管(ストレート)マフラーは触媒(メタル触媒を含む)がなければ走行禁止。

■音量測定方法

車検時に、車両、測定マフラー共に十分に暖気した後、停車状態でニュートラルギア位置にて最高出力回転数の 70%の回転数までエンジンを回した状態を 5 秒以上保持し、急激にアクセルを踏した時の最大音量値を測定する。

音量測定器はマフラー端から約 45 度後方の同じ高さで距離 1m 程度のところに設置する。(手に持つ場合もある)

■規定違反車両の取り扱いについて

音量基準値を超える場合は規定違反のため、失格となり、賞典外でレースには参加できる。

また、近隣市町村から苦情などがあつた場合は走行を終了させる場合がある。

なお、次回参加時には基準値以下の音量に改善がなければ、レース参加はできない。

※今シーズンより、より厳しく音量について確認を予定しています。

音量測定で違反になっても改善ができれば、賞典対象にてレースへの参加が可能です。

サイレンサー持参など、対策を行うことを強く推奨します。

3.各クラス車両規定

- ・本規則によって許されていない全ての変更および調整仕上げは禁止される。
- ・「ノーマルクラス」に許される改造範囲を超える場合は「クローズドクラス」に編入される。「クローズドクラス」に許される改造範囲を超える場合は、「オープンクラス」に編入される。オープンクラスに許される改造範囲を超える改造は認められない。
- ・各クラスともナンバーの有無は問わないが、ナンバー付きの車両で自走にて来場する場合は、道路運送車両法に合致した状態で走行して来ること。
- ・昨年からの変更点は**赤色**で記載してある。

1)エンジン・補器類

	【オープンクラス】 NOトゥデイ、NO、TO	【クローズドクラス】 NC	【ノーマルクラス】 NN
エンジン本体	車両と同一メーカーの、軽自動車のエンジンであれば別車種のエンジンを搭載できる。	メーカー出荷時にその車両と同一型式の車に搭載されているエンジンに限る。 (例:同じ E07A エンジンでも、トゥデイ(JA4)に、ビート(PP1)のエンジンを搭載することは許されない) また、リアエンジンの場合、エンジンカバーの取り外しは禁止される。	新車時にその車両に搭載されていたエンジンから変更することは原則許されない。 ただし転倒やクラッシュなどで、同一型式車両で別仕様エンジンのホワイトボディに交換する場合の扱いについては、“ホワイトボディ”の項に従うこと。 また、リアエンジンの場合、純正エンジンカバーの変更、取り外しは禁止される。
気筒容積	変更可能。ただし、ベースが 660cc 未満のエンジンであること。	変更不可	←同左
シリンダーヘッド	自由	変更不可	←同左
バルブスプリング	自由	自動車メーカーの定めた数と取り付け部を変更することなく取り付けられることを条件に、他のものと変更することができる。	変更不可
バルブおよびバルブシート	自由	同一型式車両に設定されている純正部品への変更は許される。	変更不可
カムシャフト	自由。 ただしカムシャフトの位置、個数および駆動方式は変更できない。材質の変更は禁止される。	メーカー出荷時にその車両の、そのグレード・仕様と同一の車種、同一型式に設定されている純正部品への変更は許される。	変更不可
ヘッドガスケット	自由	←同左	←同左
シリンダーブロック	自由。	変更不可	←同左
ピストンおよびコンロッド	自由	ピストンおよびコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ 1 個が未加工品であること。	変更・バランス調整不可
クランク	自由。ただしチタン合金の使用を含む材質変更不可。	変更不可	←同左
フライホイール	自由。 ただし材質はスチールに限定される。	メーカー出荷時にその車両の、そのグレード・仕様と同一の車種、同一型式に設定されている純正部品への変更は許される。	変更不可
オイルパン	変更および改造は自由。	オイルパンの外観変更不可。ただしオイルの片寄り防止、お	←同左

「2019 軽耐久シリーズ 車両規則」 Ver.1

		よび温度センサー取付けのための追加加工は許される。 また、エンジンへの取付け位置および取付け方法・作動原理を変えなければ、オイルストレーナの位置を変更することも許される。	
オイルポンプ	自由。	シムおよびスペーサーによる油圧の調整機構に限り変更が許される。	←同左
オイルフィルター	自由。	←同左	←同左
エンジンオイルクーラー	オイルクーラーの取り付けおよび変更は許される。 元のオイルクーラーを取り外すことも許される。 ただし車体外部への取付けは認められない。	←同左	←同左
サーモスタット	自由	←同左	←同左
ウォーターラジエターおよびホース	自由	・車体側取付部の変更がなければ、容量およびラジエターキャップ圧力の変更が許される。 ・ホース類の変更は許される。	←同左
クーリングファン／ファンシュラウド	取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。ファンスイッチの加工、変更、追加等の改造が認められる。	←同左	←同左
エアクリーナー	自由	変更は認められるが、取り外しは禁止。またフィルターボックスは純正(当初のまま)で機能していなければならない。フィルターボックスより前部に位置する、ボルト・バンド等で装着されたパイプ・ダクト(吸気音防止レゾネーターやブローパイガス循環ホース等)を取り外すことが出来る。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。	市販の純正部品または同等のものに変更できるが、形状の変更は禁止。またフィルターボックスは純正(当初のまま)で機能していなければならない。フィルターボックスより前部に位置する、ボルト・バンド等で装着されたパイプ・ダクト(吸気音防止レゾネーターやブローパイガス循環ホース等)を取り外すことが出来る。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。フィルターも純正同等品に限るが、純正のフィルターボックスの形状に入るものでなければならない。
キャブレターおよびインジェクションシステム(EUC含む)	自由	キャブレターをインジェクターに変更することは許されない。その逆も同様とする。 ①キャブレター ・ベンチュリーの直径あるいはスロットル開口部を変更することは出来ない。 ・部品は、流入する空気の量に影響が無ければ、改造または交換することが許される。 ②インジェクション ・当初の形式が保持され、かつ機能していなければならない。 ・インジェクション装置の部品(エンジンコントロールユニット、インジェクター、コネクター、プレッシャー	変更・加工・改造不可

		レギュレーター、エアフロメーター等を含む)は、流入する空気の量に影響がなければ、改造または変更することが許される。	
吸気系統	自由	吸気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な純正部品との交換が許される。 ただしポート内面に段付き修正を行なう場合、取付面より5mm 奥行の範囲に限りシリンダーヘッド側を含み加工が許される。 取り付け位置について、取付穴の修正によりポート合わせを行うことも許される。 インタークーラーホースの変更は許される。	変更・加工・改造不可
燃料ポンプ	自由	安全燃料タンクおよびコレクタータンクを装着した場合に限り、燃料ポンプを変更することが認められ、元のポンプを取り除くことが許される。	←同左
安全燃料タンク	安全燃料タンクの装着が許される。これに伴う燃料配管の変更は許される。但し安全タンクを装着した場合には、純正タンクは取り外すか、不使用としなければならない(外さない場合、燃料配管を確認する)。詳しくは安全規定を参照のこと。	←同左	←同左
排気系統	排気系統は材質を含み自由。 ただし、鈴鹿ツインサーキットの排気音量基準、105dB を満たすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・排気マニホールドは当初の部品と同一な純正部品との交換が許される。 ・ただしポート内面に段付き修正を行なう場合、取付面より5mm 奥行の範囲に限りシリンダーヘッド側を含み加工が許される。 ・排気マニホールドは断熱措置を施すことが許されるが、確認作業のために全面を覆うことは出来ない。 ・排気マニホールド後方(ターボ付きはターボの後方)の部分は、スチール又はステンレス製であれば自由とする。 ・鈴鹿ツインサーキットの排気音量基準、105dB を満たすこと。 	←同左
排気口	・排気口の位置は自由とするが、 車体の側面、または後面より突き出してはならない。 ※ただし排気音量対策のためサイレンサーを追加、装着した場合はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・その車両が側方排気である場合を除き、後方排気ではなければならない。 ・排気口の位置は車体の後面より突き出してはならない。 ※ただし排気音量対策のためサイレンサーを追加、装着した場合はこの限りではない。 	←同左
ターボおよびアクチュエーター	変更、改造、およびNA車への追加装着は自由とする。	変更および改造は許されない。 NA車への追加装着は許されない。	該当なし
ブーストコントローラー	装着は許される。 ブースト圧の変更は自由。	装着は許されない。 ブースト圧は当初のままでなければならない。	該当なし

「2019 軽耐久シリーズ 車両規則」 Ver.1

電気系統	<ul style="list-style-type: none"> ・点火系統は自由 ・バッテリーは取付位置、ブラケット、取付ボルトの変更を含み自由。 ・室内に搭載する場合は、ドライバッテリーのみとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点火装置は装着ブラケットを含み、改造が許される。デストリビューター方式を同時点火方式(マルチコイル方式等)に変更することは許される。 ・プラグの変更は自由。 ・バッテリーの変更は自由。ただし取付位置の変更は許されない。取付ブラケット・ボルトの変更は自由。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラグの変更は自由 ・バッテリーの変更は自由。ただし取付位置の変更は許されない。取付ブラケット・ボルトの変更は自由。
マウント方法	自由。	マウントを強化ゴムタイプに変更することができ、また一部を強化の為に金属製の材質に変更することができるが、全てを金属にしてはならず、その比率は最小限であること。	マウントを強化ゴムタイプに変更したり、スグリの部分にゴムを注入する補強は許される。但し金属を含むものを使用したり、材質を変更してはならない。

2)シャシー関係

	【オープンクラス】 NOトゥデイ、NO、TO	【クローズドクラス】 NC	【ノーマルクラス】 NN
最低重量	特に規定しない。但し、安全な強度を有していなければならない、かつ各々の箇所です定められた車両規則を満たしていなければならない。		
ホワイトボディ	市販の軽自動車のボディであれば、特に規定しない。	市販の軽自動車のボディであること。ボディを交換する場合、同一車両型式のボディを使用すること。	市販の軽自動車のボディであること。ボディの交換は原則として禁止する。ただし転倒やクラッシュなどで交換を余儀なくされた場合は、同一車両型式のボディに限り交換が許される。この場合、ホワイトボディ以外の全てのパーツは、交換を許されている物を除いて、全て元の車両の物を使用すること。 (例:元がNAエンジンの車両を、同一車両型式のターボエンジン車のボディに箱替える場合、ホワイトボディ以外の部品は、交換を許されている物を除いて、全て元のNAエンジン車の物を使用すること)
クラッチ	自由。	取付け方法、および枚数の変更を行なわなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。	←同左
トランスミッション、ディファレンシャル、ファイナルギヤ	自由。	ファイナルギヤのみ変更できる。その他部品については、同一型式車両に設定されている純正部品への変更のみ許される。(同一型式車両であれば別グレードの物(NA車にターボの物や、2WD車に4WD車の物)を流用することが許される) シフトレバーはボルトオンで装着出来るものだけに限り変更が許される。 リミテッドスリップデフは装着が許される。リミテッドスリップデフの装着により周辺の改造が必要な場合は最小限に抑えること。	新車時にその車両に搭載されているトランスミッション・ディファレンシャル・ファイナルギヤから変更することは許されない。(同一型式車両でも、NA車にターボの物や、2WD車に4WD車の物を流用することは全て禁止される) シフトレバーはボルトオンで装着出来るものだけに限り変更が許される。LSD は標準またはオプション装備の純正品を除き、取付は許されない。
オイルクーラー(ミッション、デフ)	取り付けは自由。ただし車体外部への取り付けは認められない。	空冷式オイルクーラーおよび電動オイルポンプを取付けることができる。ただし車体外部への取り付けは認められない。	←同左

タイヤ	<p>下記、銘柄のタイヤのみ使用可能とする。 ・ダンロップ Z1、Z1 スタースペック、ZII スタースペック、ZIII ・ヨコハマ ADVAN NEOVA 全般 ・ブリヂストン POTENZA RE-11A、RE-71R、アドレナリン RE003(RE-11S は使用不可) ※上記タイヤ以外の場合、レースへの参加は認められるが、賞典外扱いとなる。 ※タイヤ銘柄について不明な点は都度お問合せください。</p>		
ホイール	<p>サイズ含め自由。ただしホイールは車体幅より 1cm 以内のはみ出しにとどめること。 スペーサーは使用しないことを強く推奨する。ホイールナットは自由。</p>	<p>15 インチ以下のホイールを使用すること。ホイールは車体幅より 1cm 以内のはみ出しにとどめること。 スペーサーは使用しないことを強く推奨する。ホイールナットは自由。 ※純正で 16 インチ以上のホイール装着の場合は、根拠となる資料を添えて個別に申請すること。</p>	←同左
ストラットおよびショックアブソーバー	自由	<p>車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければ、ストラットおよびショックアブソーバーの変更は許される。</p>	←同左
ラテラルロッド	自由	<p>車体へ取り付け方法が同じであれば変更、改造が許される。全長調整式は可能。両端のマウント部の材質は金属以外であること。また取付位置は、部品に伴って変更することができる。</p>	←同左
サスペンションの要素 アーム、リンク類	<p>当初の形式を保持するならば変更、改造は自由。 当初の形式とは「ストラット方式」、「ウイッシュボーン方式」、「トレーリングアーム方式」、「スウィングアクスル方式」、「リジッドアクスル方式」の 5 つをいう。</p>	<p>当初の形式を保っている事(左欄参照)。またボルトオンで装着できるタイプの部品のみ、追加装着可能。ラテラルロッドについては調整式を装着することができるが、ロアアーム側の取付位置の変更は部品に伴って変更することができる。</p>	<p>変更、改造、追加は一切許されない。(取付け位置を変更するようなブラケットの取付けも許されない) 【使用が許されないパーツの例】 例 1: トラクションブラケット(トレーリングアームの取付け位置を変更するブラケット)の取り付け 例 2: 元々鋳物のロアアームを他車種のプレス品のロアアームに交換する 例 3: 他車種の(長さが違う)アームに交換する</p>
ストラットタワーバー	自由。	<p>ボルトを利用して取り付けることが許される。 当初から装着されている車両は、ボルトを利用して取り付けるものであれば変更することが許される。</p>	←同左
スプリング	<p>自由。 ただし主要な形式は変更してはならない。 補助スプリングの追加は許される。</p>	<p>車体への取り付け位置、取り付け方法、作動原理を変えなければ、変更は許される。 車高調整式への変更に伴う補助スプリングの追加、スプリングシートの変更、および挿入物の追加も許される。</p>	←同左
スタビライザー	自由。	<p>スタビライザーは径の変更が許される。 また、連結を含み、その取り外しも許される。 ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。 スタビライザーが当初から取付けられていない車両については、ボルトオンで装着ができる物に限り、取り付けが許される。金属以外の材質に変更することが許される。 スタビライザーの径の変更に伴うブッシュ内径の変更は許される。</p>	←同左

ラバーマウントおよびブッシュ類	自由。	形状および寸法を変えなければ、金属への変更を除き、材質および硬度の変更が許される。 また、スグリタイプのをソリッドタイプに変更することが許される。 サスペンションアッパーマウントに限り、ピロボールの使用が許される。	←同左
ブレーキ	自由。	ブレーキシュー、ライニングパッド、ブレーキホース、ブレーキローター、キャリパー、ブレーキドラムの交換変更は許される。ただしドラム方式のものをキャリパー方式に変更(またはその逆)することは許されない。 冷却ダクトの装着は許される。 ABS との接続を外すこと、および ABS 装置を取り外すことも許される。	ブレーキシュー、ライニングパッドを除き、ブレーキホース、ブレーキローター、キャリパー、ブレーキドラムの交換変更は、同一メーカーの、同一車種にラインナップされている純正部品との交換のみ認められる(加工及び加工しなければ取付できないものは不可)。ただしドラム方式のものをキャリパー方式に変更(またはその逆)することは許されない。 冷却ダクトの装着は許される。 ABS との接続を外すこと、および ABS 装置を取り外すことは許されない。
ステアリングホイールおよびステアリング	自由	ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられる、ステアリングホイールとボスは自由。 クイックリリースシステムの装着も自由。 ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。 パワーステアリングのポンプと配管の接続を外すこと、およびそれらを取り外すことは許される。	←同左
アクスル	スピンドルを含み自由。	車両と同一メーカーの純正部品への変更は許される。	←同左
ペダル類	安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。 ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してストッパーを装着することが認められる。	←同左	←同左
ドライブシャフト	ブーツの材質を変更することが認められる。	←オープンクラスに同じ	←クローズドクラスに同じ

3) 車体関係

	【オープンクラス】 OP	【クローズドクラス】 NC、TC	【ノーマルクラス】 NN
バンパー	自由。 またバンパーの幅は拡幅が許されるが、フェンダーと滑らかに接続すること。	←同左	材質変更、追加・加工など一切認められない。
ボンネット、トランク、ハッチバック等カウリング全般	ボンネット、トランクリッド、ハッチバックは、合成樹脂、または軽金属製への交換が許される。 ただしこれらの部分は十分な強度を満足し、走行中に開かないようにすること。 エンジンクーリングのため、ナカダクトおよびルーバーを設置することが出来る。	ボンネットに限り、合成樹脂、または軽金属製への交換が許される。ただしリヤエンジン車両は、エンジンフードも合成樹脂、または軽金属製への交換が許される。ただしこれらの部分は十分な強度を満足し、走行中に開かないようにすること。 エンジンクーリングのため、ナカダクトおよびルーバーを設置することが出来る。 ※フロントグリルの取り外しは可。 ※ファンネルケース等が車体からはみ出るのは不可。	同一型式の純正部品との交換のみ可。 その他の材質への変更等は認められない。インナーフェンダーを除く部分の一切の穴あけ加工を含む加工・追加・変更は禁止される。 (例)フロントグリル、バンパーの穴開け、切除加工、その他カウリングの切除・穴あけ加工 ※フロントグリルの取り外しは不可。 ※ファンネルケース等が車体からはみ出るのは不可。

「2019 軽耐久シリーズ 車両規則」 Ver.1

前部空力装置	前部空力装置は自由。 前部空力装置をバンパーと一体に成形することができる。 アンダーパネルは自由。	←同左	追加、加工、装着等一切認められない。
フェンダー	オーバーフェンダーの装着および叩き出しによる拡幅は許される。	オーバーフェンダーの装着および叩き出しによる拡幅は許されない。 フェンダーの爪折りおよびインナーフェンダーの取り外しは許される。 片側 1cm 厚以内のモールの取り付けは許される。	←同左
サイドスカート	サイドスカートは車体から遊離した形状でなければ取付けることができる。	←同左	追加、加工、装着等一切認められない。
後部空力装置	車両の全長、全高、全幅を超えなければ装着は自由。	←同左	追加、加工、装着等一切認められない。
外部ミラー	外部の後方視界用ミラーは車両の両側に有効に取り付けられていなければならない。	←同左	←同左
室内冷却用ダクト	ドライバーおよび車内補機類を冷却するためのダクトを設置してもよい。 これに伴う外観形状の変更は許される。	ドライバーおよび車内補機類を冷却するためのダクトを設置してもよい。 ただし外観形状の変更を伴うものは許されない。 フレキシブルダクトをピラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。	←同左
フロントガラス	フロントガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。 上端から10cmの幅で幻惑防止措置を施すことが許される。 ガラスの表面の保護のため無色透明なフィルムの貼り付けが許される。	←同左	←同左
窓ガラス	ドアウインドウ、サイドウインドウ、およびリヤウインドウを無色透明な他の材質のものに変更することが許される。(厚さは問わない。) ただし取り付け位置の変更は許されない。 取り付け部をタッピング、ビス等で補強することが推奨される。 ガラスの表面の保護のため無色透明なフィルムの貼り付けが許される。 また、取り外しは認められない(装着の義務付け)	変更は許されない。 サイドウインドウに対し、無色透明なフィルム等で飛散防止対策を施すことを推奨する。 また、取り外しは認められない(装着の義務付け)	←同左
ドア	・ドアは合成樹脂製への交換が許されるが、交換した場合はロールケージのドアバーの装着が義務付けられる。 ・サイドドアビームを取り外すことは許されるが、外した場合はロールケージのドアバーの装着が義務付けられる。 ・防音材を取り外すことは許される。 ただし取り外すことにより、ドアの形状に変更を	・ドアの変更は許されない。 ・防音材を取り外すことは許される。ただし取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものではない。 ・ ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことができる。 また、ボルトオンであってもサイドドアビームは取り外してはならない。 ・ドア内部に衝撃吸収のための難燃性の衝撃吸収材を	・ドアの変更は許されない。 ・防音材を取り外すことは許される。ただし取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものではない。 ・ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことは許されない。 また、ボルトオンであってもサイドドアビームは取り外してはならない。

「2019 軽耐久シリーズ 車両規則」 Ver.1

	<p>もたらずものであってはならない。</p> <p>・ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことができる</p> <p>・ドア内部に衝撃吸収のための難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。</p> <p>・電気式巻上げ装置を手動式巻上げ装置に取り替えることが許され、取り付けのための最小限の改造は認められる。</p> <p>・ドアの内装(トリム)は取り外すことは許されないが、ドアバーの装着に伴う内装の切除は認められる。</p>	<p>充填することが許される。</p> <p>・電気式巻上げ装置を手動式巻上げ装置に取り替えることが許され、取り付けのための最小限の改造は認められる。</p> <p>・ドアの内装(トリム)は取り外すことは許されないが、ドアバーの装着に伴う内装の切除は認められる。</p>	<p>・ドア内部に衝撃吸収のための難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。</p> <p>・電気式巻上げ装置を手動式巻上げ装置に取り替えることが許され、取り付けのための最小限の改造は認められる。</p> <p>・ドアの内装(トリム)は取り外すことは許されないが、ドアバーの装着に伴う内装の切除は認められる。</p>
ルーフ	オープンカーについては、純正のルーフを樹脂製に変更することが許される。	←同左	←同左
シート	ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。 座席を交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同等以上でなければならず、車体側の取り付け部の変更は許されない。 運転席以外のシートは取り外すことが認められる。	←同左	後部座席の取り外しは認められる。運転席、助手席は交換は許されるが、装着されていなければならない、かつ実際に人が乗車した際に使用に耐え得るもの、装着方法でなくてはならない。
ダッシュボード	変更および交換は許されるが、取り外しは許されない。	当初のものを使用しなければならない。 ダッシュボードにボルトオンの付属品(オーディオ、トリム、グローブボックス等)の取り外しは許される。 ロールバー等の部品取付けのために切除加工することは許されるが、それ以外の目的での切除加工は許されない。	←同左
内装	<p>運転席、助手席のドアの内張りを除き、プロテクター等を取り外すことは許される。ただし、ナンバー付き車両は乗車定員が座るシート横の内張りがあること。</p> <p>ロールケージの取り付けに伴う内装の切除は認められるが、最小限にとどめること。</p> <p>フロアカーペットは取り外すことを推奨する。ステアリング下のコラム周辺の内装は、装着した状態か、外した場合には保護の為に何等かのカバーを取り付けること。</p>	<p>運転席、助手席のドアの内張り、及び車体のドア開口部のプロテクターを除き、取り外すことは許される。ただし、ナンバー付き車両は乗車定員が座るシート横の内張りがあること。</p> <p>ロールケージの取り付けに伴う内装の切除は認められるが、最小限にとどめること。</p> <p>フロアカーペットは取り外すことを推奨する。ステアリング下のコラム周辺の内装は、装着した状態か、外した場合には保護の為に何等かのカバーを取り付けること。</p>	フロアマットの除去及びフロアカーペットの取り外しを除き、内装を取り外すことは禁止される。ドア、ルーフについては当初のものが装着されていなければならない。ロールケージ取付のための内装の切除のみ認められるが、最小限に留めること。
エアコン、ヒーター	取り外しは自由。	←同左	←同左
ライト	前照灯、尾灯、制動灯、 バック灯 、方向指示器は正常に作動しなければならない。 ガラス製のライト類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。	←同左	←同左
追加メーター、ラップチェッカー、データロガー	装着は自由。	←同左	←同左

「2019 軽耐久シリーズ 車両規則」 Ver.1

補強バー類	溶接での装着を含め自由。	ボルトオンでの装着に限り自由。	←同左
障害者用操作装置	障害者用操作装置を装着することができる。 ただし装着車両のゼッケンは、大会規則のゼッケンの項目に記載されているものを使用すること。	←同左	←同左